

公の施設の指定管理者制度について

■指定管理者の決定について

上板町ファミリースポーツ公園の指定管理者は、令和2年12月11日(金)の令和2年第4回上板町議会定例会において「指定管理者の指定」の議決を経て決定されました。

公の施設名	指定管理者の団体名及び住所
上板町ファミリースポーツ公園	株式会社 ハッピー 代表取締役社長 堀江邦一
	徳島県徳島市金沢一丁目2番18号

【指定期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）